

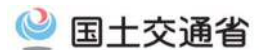
ラストワンマイル・モビリティに係る制度・運用の改善 ～地域公共交通のリ・デザインに向けて～

令和6年5月21日

中国運輸局 鳥取運輸支局



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



ラストワンマイル・モビリティに係る制度・運用の改善策

- 基本的な考え方として、**安全性及び継続性**の観点から、**交通事業者によるサービスを第一に模索**するとともに、**交通事業者は旅客運送のプロとして、その実現に協力**することが重要。それでも**不十分な場合には、自家用有償旅客運送も組み合わせ**ることができる。
- **タクシー・乗合タクシーの輸送力の強化**や**地域実情に応じたサービスを選択**できる**よう制度・運用を改善**。
- **自家用有償旅客運送**によりサービスを補完する際には、**円滑に導入でき、持続的なものとなるよう制度・運用を改善**。

【①法人タクシーの営業所ごとの最低車両台数の緩和】

令和5年10月31日
通達発出
(国自旅第207号)



事業継続性等の点から問題ないと**地方運輸局長等が認めた場合には、最低車両台数の緩和を認める**ことができるとし、柔軟に法人タクシー事業の維持や新規参入を行うことができるようにする。

【②営業所等の施設設置要件の緩和】

令和5年10月31日
通達発出
(国自旅第207号)



一角を営業所、休憩施設や車庫として活用

施設設置の際の、**使用権原の期間に関する要件、営業所と休憩施設・車庫の距離に関する要件や休憩施設・車庫を専用の区画にする要件を緩和**することにより、交通不便地域における**機動的なサービスの提供を可能**するとともに、法人タクシー事業に係る**施設等の有効活用を促進**する。

【③運行管理のDXの推進】

実施中



事業者内の運行管理業務の一元化や**事業者間の遠隔点呼の導入**に向けて、**実証実験を実施**しながら、**制度整備に向けて検討**を進める。

【④地方部にUターン等した個人タクシー事業者の経験者の活用】

令和5年12月28日
通達発出
(国自旅第267号)



人口が30万人未満の地域においても、地域公共交通会議など地域における議論も勘案しつつ、地方運輸局長等が認めた場合については、**個人タクシーの営業を認める**。(1年以上の個人タクシー事業の実績のある者に限る)
その際には、当該地域における**地理や実情に通じた法人タクシー事業者による運行管理等を条件とする**。

【⑤タクシー事業者による乗合タクシー展開の際の法令試験免除】

令和5年12月28日
通達発出
(国自旅第272号)



地域の実情やタクシー事業者がすでに乗合タクシー事業の実施に必要とされる道路運送法等法令の知識を十分に有していることに鑑み、タクシー事業者については、**乗合タクシー事業（区域運行型乗合事業）の許可申請に係る法令試験を免除**する。

【⑥タクシーと乗合タクシーの事業用車両の併用の柔軟化】

令和5年12月28日
通達発出
(国自旅第274号)



乗合タクシー事業・タクシー事業それぞれがいずれも適切に提供されることを前提に、通学・通勤・通院などのために乗合率の高い朝・夕方は乗合タクシー、ビジネス・帰宅需要などの移動がばらつく昼間・夜はタクシーとして使用するなど、**乗合タクシーとタクシーとの間でより柔軟に車両の併用を行うことができる**こととする。

【⑦乗合タクシー事業における補完的な自家用車の活用】

令和5年12月28日
通達発出
(国自旅第266号)

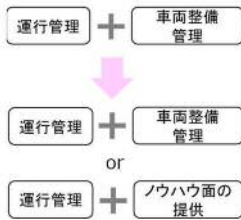


過疎地域において、予め定められた地域を運行する乗合タクシーを展開するに当たって、**地域公共交通会議等の協議が調った場合には、事業用自動車による輸送力を補完するために必要な範囲に限り、許可を受けた自家用自動車を輸送力補完のために活用することができる**こととする。
その際、**運転者は乗合タクシー事業者と雇用契約を締結し、同事業者が運行管理を行う。**

3

【⑧事業者協力型自家用有償旅客運送の活用促進】

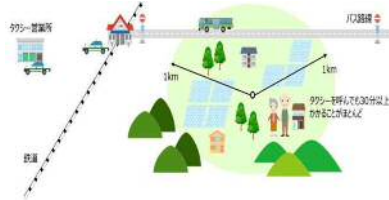
令和5年11月2日
省令改正
(国土交通省令第87号)



事業者協力型自家用有償旅客運送について、現在は「運行管理」に加えて「車両整備管理」に交通事業者が協力する場合のみ認めているが、それだけでなく、「運行管理」に加えて配車サービスの提供等の「ノウハウ面の提供」等に交通事業者が協力する場合も認めること（交通事業者による協力類型の多様化）等を通じて、**より一層の活用促進を図る。**

【⑨自家用有償旅客運送に係る交通空白地の目安の提示】

令和5年12月28日
通達発出
(国自旅第265号)



「半径1km以内にバス停・駅がない地域であって、タクシーが恒常的に30分以内に配車されない地域」は少なくとも交通空白地に該当する、という参考となる目安を示す。
上記目安に該当しない地域でも、地域公共交通会議等における協議が調えば、交通空白地として自家用有償旅客運送を導入することは可能。
あわせて、既存の自家用有償旅客運送の導入地域の状況（病院・商店の立地数、タクシー営業所数等）を示した「**地域交通の把握に関するマニュアル**」（令和2年12月公表）について、改めて**自治体等に周知を図り、活用を促す。**

【⑩「地域交通の検討プロセスガイドライン」の活用促進】

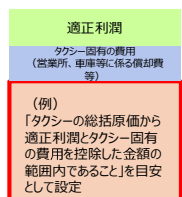


地域公共交通会議等での周知・説明
自治体職員に対する講習

「**地域交通の検討プロセスに関するガイドライン**」について、改めて**自治体等に周知を図り、活用を促す**（地域公共交通会議等での周知・説明、自治体職員に対する講習等）。

【⑪自家用有償旅客運送に係る「運送の対価」の目安の適正化】

令和5年12月28日
通達発出
(国自旅第263号)



従来の「**当該地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね1/2の範囲内であること**」という目安を廃止し、上記のような必要費用も勘案して**実費を適切に収受できるように目安を新たに設定する。**

【⑫自家用有償旅客運送に係る更新登録手続の簡素化】

＜協議手続を簡素化＞



＜申請書類を簡素化＞



令和5年11月2日
省令改正
(国土交通省令第87号)

一定の安全性が担保されている自家用有償旅客運送者については、協議手続の簡素化や申請書類の簡素化を通じて**更新登録手続を簡素化**する。

4

ダイナミックプライシングの導入

- 一定のダイナミックプライシングを導入するため、以下の事項を通達上明記する。
 - ① 通常収受することとなっている対価に対して、5割増を上限、5割引を下限として、柔軟に対価の額を設定することが可能。
 - ② 手法としては、
 - ・対価の額をリアルタイムに変動させる
 - ・対価の額が変動する時間帯や要件をあらかじめ決定するのいずれも可能。
 - ③ 一定期間に収受した対価の総額は、「実費」の総額の範囲内であればならないことから、これを3ヶ月ごとに確認。

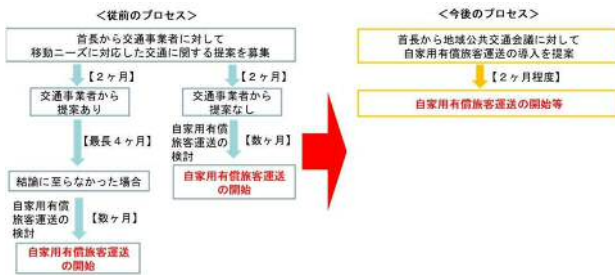
タクシーとの共同運営の仕組みの構築

- タクシーサービスの補完として自家用有償旅客運送を活用するため、タクシー事業者と市町村・NPO等との共同運営（タクシーサービスと自家用有償旅客運送サービスとの一体的な提供）が可能であることを通達上明記する。



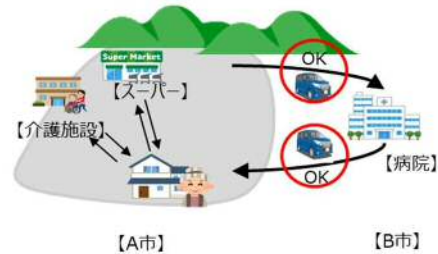
地域公共交通会議の運営手法の見直し

- 地域公共交通会議で2か月程度協議してもなお結論に至らない場合には、協議内容を踏まえ首長の責任により判断できることを通達上明記する。



運送区域の設定の柔軟化

- 運送区域外の目的地への往復を可能とする必要性が高いことから、発地又は着地のいずれかが運送区域内であればよいことを通達上明記する。



5

自家用車活用事業（日本型ライドシェア）の創設

自家用車活用事業の制度を創設し、今後の方針を公表します。

国土交通省では、タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供することを可能とする制度（自家用車活用事業）の取り扱いについて通達を発出いたします。

また、今後、配車アプリのデータ等に基づき不足車両数の算出・公表を行う地域やその他の地域の算出方法について公表いたします。

昨年12月に決定された「デジタル行財政改革会議の中間とりまとめ」において、タクシー事業者が運送主体となつて、地域の自家用車・ドライバーを活用し、タクシーが不足する分の運送サービスを提供すること（道路運送法第78条第3号に基づく制度の創設）が決定されました。今後、タクシーが不足する地域・時期・時間帯におけるタクシー不足状態を、道路運送法第78条第3号の「公共の福祉のためやむを得ない場合」として、地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供すること（自家用車活用事業）を可能とする許可を行っていく予定です。

今般、パブリックコメントにおいていただいたご意見を反映し、タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供することを可能とする制度（自家用車活用事業）を創設いたしました。

また、3月13日に4地域のタクシーが不足している地域・時期・時間帯と不足車両数を公表したところありますが、今後、同様にアプリのデータ等に基づき不足車両数の算出・公表を行う地域を公表いたします。

さらにその他の地域につきましても、アプリのデータ等に基づかず簡便な方法により不足車両数を算出することとしましたので、お知らせいたします。

なお、パブリックコメントにおいていただいた主なご意見と、それに対する国土交通省の考え方については、一週間以内を目処に国土交通省ホームページにて公表いたします。

自家用車活用事業の進め方

簡便な方法により不足車両数を算出し、タクシー事業者に実施意向がある場合は、4月以降順次開始。

- (注) ① 上記の「簡便な方法」として、金曜日・土曜日の16時台から翌5時台をタクシーが不足する曜日及び時間帯とし、当該営業区域内のタクシー車両数の5%を不足車両数とみなす。
- ② 上記①に限らず、営業区域内の自治体が、特定の曜日及び時間帯における不足車両数を運輸支局へ申し出た場合は、その内容を不足車両数とみなす。
- ③ 自家用車活用事業において使用する自家用車を活用して、データの収集及び不足車両数の検証を行った上で、上記①②の暫定的な不足車両数を見直す。
- ④ 地域によっては、道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客運送が活用される。

《今後のスケジュール》

- ・4月以降 タクシー事業者を実施意向のある地域で順次実施

タクシーが不足する曜日及び時間帯並びにタクシーの不足車両数

各県	営業区域	不足する曜日及び時間帯	不足車両数
鳥取県	鳥取交通圏	金曜日又は土曜日の16時台から翌5時台まで	13両
	米子交通圏		9両
	倉吉交通圏		4両
	境港市		2両
	八頭郡		1両
	西伯郡		1両
	日野郡	1両	

「共創・MaaS実証プロジェクト」(令和6年度)について

地域の多様な関係者の「共創」により地域交通の維持・活性化に取り組む実証プロジェクト等を支援します！

1. 共創モデル実証運行事業

※運行（次年度に運行する場合や既存運行を活用する場合を含む）を伴う実証事業が対象となります。
 運行の交通モード（鉄道・路線バス・デマンド交通・自家用有償旅客運送・タクシー・航路など）は問いません。

交通を地域の暮らしと一体として捉え、地域の多様な関係者の「共創」(連携・協働)※によりその維持・活性化に取り組む実証事業

【補助対象事業者】 交通事業者等を含む複数の共創主体で構成される協議会や連携スキーム等
 (「共創プラットフォーム」)

【補助対象経費】 ・事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費等
 ・事業実施にあたり必要となるシステム構築、車両購入・改造に要する経費
 ・実証事業に要する経費

※「官民共創」、「交通事業者間共創」、
 「他分野共創(交通と他分野の垣根を越えた連携)」



<補助率> 地域の類型に応じて、メリハリつけた支援を展開します！（補助上限額：1億円）

A 中小都市、過疎地など 【人口10万人未満の自治体】	B 地方中心都市など 【人口10万人以上の自治体】	C 大都市など 【東京23区・三大都市圏の政令指定都市】
500万円以下は定額 500万円超部分は2/3	補助率 2/3	補助率 1/2

2. モビリティ人材育成事業

地域公共交通のリ・デザインを推進するため、モビリティ人材（交通に関する知見・データ活用のノウハウ・コーディネートスキル等を有する人材）の育成に関する仕組みの構築や運営を行う事業

【補助対象事業者】 地域における交通やまちづくりに取り組む人材の育成を行う、都道府県・市町村・交通関係団体・まちづくり団体等の民間事業者・NPO法人等

【補助対象経費】 地域交通分野におけるモビリティ人材の育成に関する取組実施経費

【補助率・上限額】 定額（上限3千万円）

上記1及び2の応募にあたっては、実施地域の自治体等から推薦を得ていただくことを要件とします。

※「日本版MaaS推進・支援事業」については、令和6年4月以降に別途公募します。

募集期間
(2次公募)

令和6年5月下旬～6月中旬（予定）

応募方法の詳細・問合せ先は特設ウェブサイトへ！

地域交通 共創

検索

問合せ先

事務局（パシフィックコンサルタンツ株式会社）
 各地方運輸局交通政策部交通企画課 等

採択審査のポイント等は「公募要領」をご確認ください。

【URL】 <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kyousou/>